

## 三豊市地域包括支援センター等運営協議会

日 時 平成27年4月30日(木) 15:30~16:30

場 所 三豊市役所 3階 301会議室

1. 委嘱状交付

2. あいさつ

3. 協議事項等

(1) 増設数について

(2) 設置場所について

(3) 運営形態について

(4) 答申案について

(5) その他

4. その他

(1) 次回予定日 平成27年4月28日 (木) 15:30~

**出席委員** 仁井 昌彦 前田 昭文 宮寄 信男 植岡 澤江 藤村 仁美  
安藤 未子 浦野 雅任 西山 正広 関 秀樹 岡田 武資  
斉藤 幸江 高橋 珠子 文野 三嗣

**欠席委員** 上村 正徳 木村 啓介

**事務局** 健康福祉部長 森 介護保険課長 三好 課長補佐 岡田  
竹安 細川 甲野

**傍聴者** 1名

## 三豊市地域包括支援センター等運営協議会委員名簿

(任期：平成26年4月1日～平成29年3月31日)

(順不同、敬称略)

番号	役職名	氏名
1	三豊・観音寺市医師会	仁井 昌彦
2	三豊歯科医師会	宮寄 信男
3	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 会長	前田 昭文
4	三豊市老人クラブ連合会 会長	上村 正徳
5	三豊市婦人団体連絡協議会 会長	植岡 澤江
6	四国学院大学専門学校 福祉学科長	藤村 仁美
7	香川県栄養士会	安藤 末子
8	三豊地区地域リハビリテーション支援センター	木村 啓介
9	香川県西讃保健福祉事務所 所長	浦野 雅任
10	三豊市社会福祉協議会 事務局長	西山 正広
11	三豊市社会福祉協議会 地域福祉推進課長	関 秀樹
12	株式会社せとうち福祉サービス 代表取締役	岡田 武資
13	医療法人社団和風会 橋本病院 橋本病院指定居宅介護支援事業所 所長	斉藤 幸江
14	社会福祉法人宝壽会 介護老人保健施設宝壽苑 管理者	高橋 珠子
15	社会福祉法人豊中福祉会 特別養護老人ホームとよなか荘施設長	文野 三嗣

## 議事録

1. 開会及び委嘱状の交付	
事務局	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。運営協議会庶務担当の竹安と申します。定刻がまいりましたので只今から三豊市地域包括支援センター等運営協議会を開催させていただきます。会議に先立ちまして委嘱状の交付を行います。今回、人事異動にて新たに委員に委嘱させていただき、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。香川県西讃保健福祉事務所 所長 浦野 雅任様、三豊市社会福祉協議会 事務局長 西山 正広様、同じく三豊市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉推進課長 関 秀樹様。委員の皆様に副市長 佐子 照雄より委嘱状を交付いたします。</p>
委嘱状の交付	
2. あいさつ	
事務局	次に三豊市副市長 佐子 照雄よりご挨拶申し上げます。
副市長	<p>みなさんこんにちは。今日はお疲れさまでございます。本当に春という期間が短くなりまして暑さというような季節になりました。一昨日には財田の方で藤の花が見頃だということで大変多くの方が訪れているようです。今日は地域包括支援センターの運営協議会として皆様方それぞれ大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本来ですと横山市長が参りまして皆様方に最初のご挨拶を申し上げるところではありますが、あいにく今日は午後から市長会が高松の方で開催されています。市長会に出席しておりますので、私が代わりに出席したというようなことであります。合併をして10年目を迎えておりますけれども、皆様方にはそれぞれの立場で三豊の行政に関わっていただくことで大変お世話になっております。ようやく少しずつではありますが、知名度も上がってきたと思います。本当にありがたいと思っています。この地域包括支援センターにつきましても平成18年に発足いたしまして、今日までで約10年目を三豊市と同じように迎えております。この期間、委員の皆様方に本当にお世話になり、ありがたく思っているところでございます。そして昨年の10月には答申をいただきたいということで諮問をさせていただきました。そして今日の議案にありますように、案というような形で出てきているようですが、どうぞご審議いただき、三豊市地域包括支援センターがますます充実することを皆様方と共に進めていきたいと思っています。大変お忙しい中ではありますが、よろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございます。</p>
事務局	副市長は他の公務がございますので、会の途中ではございますが、ここで退席させていただきます。
事務局	<p>最初に木村委員さん、上村委員さんにおかれましては、所用のため欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、本日の委員の出席状況を確認します。委員総数15名のうち、出席委員現在13名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしていることを報告いたします。</p>
事務局	続きまして、事務局の方も人事異動があり変更になっておりますので、自己紹介の方をさせていただきますと思います。
事務局自己紹介	

事務局	続きます、仁井会長より、ご挨拶をお願いします。
会長	みなさん本当にお忙しい中、今年度初の地域包括支援センター運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。今副市長さんのお話にありましたように、地域包括支援センターは合併にともなって発足して10年とひとつの大きな区切りとなり、これから先どういう風に地域包括支援センターをしていこうかと、こういった運営協議会があります。特に昨年度末から諮問いただきましたようにこれからの地域包括支援センターのあり方を、三豊市の広大な地域をどうカバーしていくかを増設という形で命題をいただきまして考えていけたと思います。地域包括支援センターは市の介護保険施策の中で最前線として一番重要な部門のうちのひとつであると思います。どうぞ皆様の活発なご意見、将来に向けてのご意見をよろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 なお、今回の会議に先立ちまして、今回の会議につきましては議事録を作成いたします。議事録については、三豊市の附属機関等の会議の公開に関する指針により、原則公開いたしますので、了承のほどよろしくお願いします。
事務局	それでは、協議題に移りますが、三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例第5条第2項によりまして、会長の方で議事を進めていただくということで、仁井会長よろしくお願いたします。
<b>3. 協議事項</b>	
会長	それでは、レジュメに沿って議事を進めさせていただきたいと思います。まず3番の協議事項についてそれぞれ書いてありますが、答申案として出ております。前回までにいろいろみなさんに協議いただきましてそれをまとめて答申案として出していると思いますので、それをひとつずつ見ていきたいと思います。それでは、事務局お願いします。
事務局	まずは協議事項(1)の増設数についてですが、前回2月20日の会議の際に事務局の方から案を提案させていただきました、2箇所と提案させていただきました。確認になりますが、現在の地域包括支援センターの充実した窓口機能として2箇所ということでしょうか。
会長	地域包括支援センターの増設についてという案をまとめてくれていますが、こういった議題について順次答申案としての文章も含めて議論していただこうかと思います。前置きのところは昨年11月、2月、今回の会は4月ですが、答申案が決定されるのは5月の予定なのでそれまでの期間で設定させていただきました。答申案の記の下の前文のところを読んでいただけますか。
	失礼します。協議事項の(1)(2)(3)について、この答申書案で説明します。それでは読み上げていきます。 今般の介護保険制度の改正では、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整

事務局	備」に係る事業が位置づけられるとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を業務とし、地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化が求められています。当協議会においては、これらの状況を踏まえつつ平成26年11月、平成27年2月、4月、5月と4回にわたって審議を行い答申書としてとりまとめました。
会長	まずはそこまでよろしいですか。今までの流れがお分かりになったかと思います。(1)の増設数ということでよろしく願います。
事務局	地域包括支援センターの設置数については、各保険者において弾力的に考えてよいとされており、おおむね人口2～3万人に1箇所が一つの目安になるものとされている。このことから、本市の人口規模、業務量、地理的要因などから、効果的・効率的にセンター機能が発揮出来るようにするために新たに地域包括支援センターを2箇所増設することが望ましい。
会長	これは人口規模からいって、増設数を今の1箇所から2箇所追加で全部で3箇所という形で行いたいとのこと。それでは設置場所についてです。
事務局	本市の南北に長く、島嶼部を擁する地理的特性を踏まえ、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域との整合性に配慮し、市民の利便性を考慮すれば、増設する地域包括支援センターは、北部、南部にそれぞれ1箇所ずつ増設することが適当である。なお、北部については、詫間・仁尾地区を圏域として荘内半島へのアクセスや島嶼部への交通機関等の状況から詫間地区に、南部は財田・山本地区を圏域とし、これまで市の診療所や介護サービス提供の活動拠点とし集約整備されていることから財田地区が適当と考える。また、増設については、地域包括ケアシステムの構築に向け、設置可能な箇所から可能な限り速やかに体制の整備を努めることが望ましい。
会長	それでは、設置場所ということですが、少し設置時期についても触れていただきました。詫間と財田の2箇所ですが、この前地図を使って説明していただいて、地域性やアクセスの問題から詫間と財田という場所になりました。これまで議論があったと思いますが、必ずしも一緒な時期ではなくて、少し時間がずれてもできるだけ早くできることから行っていくほうがいいのではないかという答申案になりました。それでは次に運営形態について願います。
事務局	北部、南部に設置する地域包括支援センターは、当初は介護保険課内に設置している地域包括支援センターのブランチとしてスタートさせ、総合相談業務や権利擁護業務など市民に直結した業務を取り扱い、実績を踏まえながら充実を図っていくことも一つの方法と考える。また、ブランチを含め、地域包括支援センターに配置する3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)については、業務量などを反映した適切な人員を配置するとともに、可能な限り正規職員を充てることが望ましい。

会長	<p>いろいろ議論があるところだとは思いますが、いかがでしょうか。ある部分に突っ込んだ表現になっていると思います。</p> <p>ランチということで最初は相談業務や権利擁護業務といった窓口で対応できる業務をしていき、その充実をはかっていくというようなニュアンスで書いてくれています。また、こういった業務は責任を持って行ったり、これだけの事業をしっかりと行うことと、これからのその地域のニーズ性を把握して行っていくためにできるだけ職員をとという表現を使っています。前回の協議会でも議論があった点ですが、ご意見はありますか。実際のところ職員の数などからして、必ずしも職員で行えるかはわかりませんので、非常勤職員を採用するという事もあると思います。しかし、地域包括支援センターの業務として責任を持って行っていただける方を配置していただきたいと思います。今日はこの答申案を協議して、次回の協議会で正式な答申として協議会の意見として出ることになりますがよろしいですか。</p> <p>それでは、次のその他についてお願いします。</p>
事務局	<p>老人介護支援センターは、これまで地域包括支援センターのランチ機能が期待され、市の委託業務（総合相談業務・訪問を伴う実態把握及び相談業務）を処理してきた。今後、地域包括支援センターの増設を進める中で、その必要性について検討を行っていく必要がある。</p>
会長	<p>少しぼかしたような書き方ですが、具体的には委託業務を整理していこうということでした。現在、市が委託している相談業務や実態把握の業務をこのランチに集約するというようなニュアンスですが、委託業務を受けているところもありますが、どうでしょうか。</p> <p>そうしたら、1番から3番までということで、この答申案ということの説明をさせていただきました。ここまでの答申案全体として、何かありましたらお願いします。</p> <p>今のところはないようですので、答申案のこれからの進め方について説明していただきます。</p>
事務局	<p>この答申案については、次回の5月28日に開催予定の総会を含めた4回の協議会ということで答申案に書かせていただきました。次回の協議会で承認をいただけるのであれば、答申書として決定させていただきます。6月1日に市長の方に会長をはじめ、部長と私も出席しまして答申書を提出する予定となっています。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>スケジュールについて説明していただきました。ですが、この答申案がみなさんに配られたのは今日ですよ。本当はもう少し早く配らなければいけなかったかなと思いますが、とりまとめするまでに時間がかかってしまって今日になってしまったことをお詫びします。</p>
岡田委員	<p>小さいことかもしれませんが、よろしいですか。設置場所のところ、もしこのまま答申書として出すのであれば、言葉の問題かもしれませんが、設置場所の下から2行目の「また、増設については、地域包括ケアシステムの構築に向け、設置可能な箇所から可能な限り速やかに体制の整備を努めることが望ましい。」ということは、詫間と財田で地域包括ケアシステムが早く構築できそうなところから順番にという意味ですか。</p>
事務局	<p>一度に2箇所というのは難しいという意味です。</p>
岡田委員	<p>わかりました。整理ができた方からという風に理解できると思いますので大丈夫です。</p> <p>あと、「増設については」というところが「増設にあたっては」に変えたほうがよいのではと思いますが、いかがでしょうか。</p>

会長	日本語だけの話ですね。「あたっては」のほうがよくわかりますね。
文野委員	とよなか荘のことですが、前回も申しましたが、老人介護支援センターが委託を受けています。ここにも書いてある通り「その必要性について検討を行っていく必要がある」というようなことですが、委託のするしないの有無については市の方針に従いますが、とよなか荘は老人介護支援センターとして長年行ってきていますので、住民に親しまれている経緯があります。相談業務や家族介護教室など力を入れて行ってきた経緯がありますが、今後その必要性について検討を行っていく中で、我々の現在の状況などの意見も聞いていただけるということでしょうか。委託ですので、市が方針を決める、打ち切るということや一部引き続いて行うとか、その辺のことは今の段階ではどうお考えでしょうか。我々のところは打ち切られたとしても、相談業務と介護者教室は今までの実績がありますので、自前でも行っていこうと思っておりますが、その辺の方も地域包括支援センターのほうですべてやっていくのですか。
事務局	ここでは、実態把握を伴う総合相談の委託業務に関してですが、法改正の中で三豊市の方は平成28年度から総合事業に移行する予定にしています。その中で今まででしたら基本チェックリストを65歳以上の介護認定を受けていない方に対して発送させていただいてまして、65歳以上の方に配っていますが対象を狭めまして、その中で回答のない75歳や80歳以上に限定した上で尚且つ独居高齢者の方だとか老人世帯のみの方を市の方でデータを作成させていただき、委託事業所さんの方へ実態把握をお願いしていた経緯があります。こちらの方に関しては、チェックリストが廃止になるということで市の方からお願いをする業務が減るかなということとして、家族介護教室等に関してはまた別であると考えております。そのあたりも委託している事業所さんの方と協議をして進めさせていただけたらと思っております。
文野委員	すべての業務の必要性について見直して、委託が今後も行われるものもあるということですね。
事務局	はい。
文野委員	すべて打ち切ると、、、。
事務局	そうではありません。見直しをするべき業務、今は実態を伴う総合相談業務だけについて考えております。
文野委員	もちろん検討の段階では老人介護支援センターの管理者とも協議をしながら行うという解釈でよろしいですか。
事務局	はい。
会長	答申案の文言の中にそのようなニュアンスを入れましょうか。今の話し合いの中で大体こうゆうものだと解釈したということではよろしいでしょうか。

文野委員	必要性についてと言ったら今我々が委託を受けているセンターがいるかいらんかのことを検討すると言っているように我々としては思ってしまうのですが、みなさんはいかがでしょう。
浦野委員	今日初めて答申案を見たのですが、今お話があった「その他」のところの「その必要性」が何を指しているのだろうかと考えてしまいました。読み方としては老人介護支援センターとも読めますし、市の委託業務とも読めます。今の説明を伺うと、委託業務の必要性を検討していくということですが、そのあたりが少し分かりにくいと思います。次に、「増設数」、「運営形態」、「設置場所」のところでは、すべて「望ましい」という言葉で結ばれていますが、「その他」のところだけ「必要がある」という言葉で結ばれており、何か強い意思があるように受け取ってしまいます。このままだと老人介護支援センター、あるいは市の委託業務から手を引こうかなという考えがあるとも読めるので、実際のニュアンスが違うのであれば、もう少し丁寧に書き込むのもひとつの方法かなと思います。
岡田委員	これは昔と違って地域包括支援センターが1箇所できてそれが3箇所になるわけですから、総合相談業務、実態把握を伴う相談業務をどういう定款でそれを委託するかということをはっきりさせて、尚且つ、今地域包括支援センターが3箇所になるわけなのでその上にこの老人介護支援センターが必要かどうかをはっきりとすべきだと私は思います。少なくとも10年前までは地域包括支援センターが無く、老人介護支援センターの役目を果たしていたわけですが、地域包括支援センターができて、3箇所に増えて、それでも補えないような老人介護支援センターの業務がどの程度あるのかを明確にしてから議論するべきだと思います。
会長	その必要性についてが何を示しているのか分かりにくいというのが一番かと思いますが、、、。
岡田委員	3箇所になる地域包括支援センターで何ができないかと、だから従来の老人介護支援センターが必要なのかを明確にして結論を出すべきだと思います。
会長	そうしたら、どう扱いましょうか。
岡田委員	私はそういう議論を経るべきだと私の意見として申し上げているわけです。
会長	次回は答申としてまとめることとなりますが、今の話をもう少し丁寧に行うとなるともう少しステップがいるかなと思います。
事務局	今お聞きした内容をまとめてもう一度事務局案を作らせていただいて、委員さんには郵送で送らせていただいて、そこで意見があるようでしたら連絡をしていただくような形をとらせていただいてもよろしいですか。

会長	<p>文章においてはそれでよろしいかと思いますが、内容に関してもう少し議論をしておきたいと思います。その他の部分の表現の仕方について、「業務のうちのあれこれ」という書き方をすべきだという意見が出ています。特に総合相談や介護教室は定着しているので市の方としては部分的に残して、これからのランチの充実についてまた協議していくということですね。</p> <p>だいたいそれぐらいのことを答申に書き込むということによろしいですか。今ぐらいのことを盛り込んでもう一度事務局案を作ってもらおうということによろしいですか。</p>
会長	<p>先程事務局から説明がありましたように、5月28日に答申という形でまとめたいということで、まだ1カ月ほどありますので、また必要がありましたらもう一度集まっていたかどうかということもあるかもしれません。その他を答申に入れるかも含めて考えていけたらと思います。</p>
岡田委員	<p>今の会であったら、提案としてこのまま文章として残しておいたほうが良いと思います。議論するという事ではないですね。</p>
会長	<p>内容を見るだけですが、、、。</p>
岡田委員	<p>残すか残さないか、あるいは、どの程度残すかをこの場で検討するといような風に聞こえたのですが、、、。</p>
会長	<p>あくまでもこれは地域包括支援センターの増設についての答申案ですので、それに付随した部分ということでランチの機能のひとつということでそれを整理しようということですので、この答申に書かなくてもいいのではないかと考えているわけです。</p>
文野委員	<p>今現在委託を受けているところからしてみれば、今後どうなるのかなという委託の有無がわかるのかとか何年後にそうなるとしてそれに依じて整えていかなければならない問題もあります。今後地域包括支援センターが増設になるとして、今委託を受けている老人介護支援センターはどうなるのかなという気持ちはありますので、ぜひこれは入れておいてほしいと思います。</p> <p>先程も言いましたが、その必要性というのがセンター自身がいるのかいないのか、それとも業務内容の中でこれは必要でこれは必要でなくなるのかを入れておいてほしいです。我々の方も介護者教室であれば年2回行って、地域で楽しみにしている方もいますし、総合相談は委託がなくなってもすると思うので、どう地域包括支援センターと我々とが今後ともできる業務の中で連携をしていくのか、それとも地域包括支援センターですべて行うのでいいですとそのため体制は地域包括支援センターで整えますというようなことであれば、我々は居宅事業に専念するというようなことだけです。</p>

会長	地域の介護保険のコンセプトとして、地域のリソースをできるだけ使おうというのがあります。協力できる施設なり、資源をできるだけ使おうと、そういう意味では個人的にはしっかり協力できる体制をおいておいた方が将来的にいいのではないかと思います。そのあたりをもう少し詰めて加えていただきたいと思います。それではもう一度事務局案を出してもらおうということによろしいでしょうか。
浦野委員	質問というか確認です。設置場所の答申案の下から3行目の「市の診療所や介護サービス提供の活動拠点とし集約整備されている」というところで、財田に診療所があることは存じていますが、「介護サービス提供の活動拠点」という位置づけで何か施設があるということですか。
会長	たくさんありますよ。デイサービスセンターや訪問看護ステーションがあります。
浦野委員	そのように、「活動拠点とし集約整備されている」のであれば、具体的に何々などが集約整備されていると書けば、たくさん集約されていることがよくわかると思います。「活動拠点とし集約整備されている」だけだと、私の場合、不勉強なので、他に何があるのかなと考えてしまいました。
会長	「診療所や〇〇などの介護サービス提供の活動拠点とし」ということですか。
浦野委員	あるいは、「活動拠点などが」でもいいと思います。
会長	ちょっと言い回しのところの変更やあるいは説明を付け足したりしてもらったらいかなと思います。
浦野委員	会長が最初にお話になった運営形態のところの一番最後にある「可能な限り正規職員を充てるのが望ましい」の言い回しについては非常に悩まれたと思います。本当は最初から正規職員を充てて1日でも早くランチとしてきちんと整備することが理想だと思いますが、正規職員ということにこだわってしまうとランチの整備自体が遅れてしまいます。だから当面は臨時職員や嘱託職員でもということがあってこういう表現になったのだろうと推測できるのですが、ここに書いてある3職種は言うまでもなく実際にそれぞれの家庭に入って個人情報を取り扱う職種ですので、もし臨時職員、嘱託職員が業務を行う場合であっても、正規職員がそのあたりの管理をカバーできるような体制をとっていただきたいと思います。
会長	これについては市の方で説明すべきなのですが、センターの方も同じ状況でして、かなりの部分に非正規職員がいますよね。

事務局	保健師が5名が正規職員で、主任介護支援専門員が1名正規職員でいます。あと、介護支援専門員は5名臨時職員という状況で、社会福祉士も1名は正規職員で1名は派遣です。
会長	センターにおいても、先程申しました通り介護保険の市の施策の中核を担っていかなければならないという思いで体制づくりをしていかなければならないということです。どちらを優先するかといったらランチを作るという部分を優先するため、最初は非常勤職員であるかもしれませんが、充実するためにはそのことをご理解いただきたいと思います。
会長	他にはよろしいでしょうか。そうしたらだいたい議論も煮詰まってきたと思いますので、そういったことも含めましてもう少し見直しをかけてもらって、必要があればやりとりしていただいて、5月28日にはほぼ完成した形を出せるようにしていただきたいと思います。それではその他はありますか。
事務局	他に無い様でしたら、閉会にあたりまして健康福祉部長の森 諭よりご挨拶申し上げます。
健康福祉部長	それでは、閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。本日は、大変お忙しい中、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。本日、委員の皆様方からいただきました、ご意見を集約させていただきまして、再度、答申案を送らせていただきます。次回5月28日に答申案の決定とさせていただきますので、できるだけ早くご審議いただいた内容を整理いたしまして、皆様にお送りする所存でまいりますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。
事務局	それではまた答申案の方を各委員さんの方へ送らせていただきますので、ご意見等がありましたらまたその都度修正させていただきます。ありがとうございました。